

国立大学法人電気通信大学学長任期規程

平成16年 4月 1日

改正

平成23年 1月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第15条第1項の規定に基づき、学長の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 学長の任期は4年とする。

2 学長は、1回に限り再任されることができる。この場合において、学長の任期は、2年とする。

(雑則)

第3条 この規程に定めるもののほか、学長の任期に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月18日から施行する。